

議事日程(第3号)

令和4年3月14日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(6件)

議案第11号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第12号 木城町福祉基金条例の制定について

議案第13号 木城町病児・病後児保育施設設置条例の制定について

議案第14号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(2件)

議案第15号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第19号 令和4年度木城町一般会計予算

議案第20号 令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第21号 令和4年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 令和4年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度木城町介護保険特別会計予算

議案第24号 令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第25号 工事請負変更契約について

日程第3 議案第26号 副町長の選任について

日程第4 委員会付託の省略

日程第5 議案に対する質疑

日程第6 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議
(案)

日程第7 議員派遣の件

日程第8 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新
田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第9 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(6件)

議案第11号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例の制定について

議案第12号 木城町福祉基金条例の制定について

議案第13号 木城町病児・病後児保育施設設置条例の制定について

議案第14号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の
制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(2件)

議案第15号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第19号 令和4年度木城町一般会計予算

議案第20号 令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第21号 令和4年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 令和4年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度木城町介護保険特別会計予算

議案第24号 令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第25号 工事請負変更契約について

日程第3 議案第26号 副町長の選任について

- 日程第4 委員会付託の省略
- 日程第5 議案に対する質疑
- 日程第6 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議
(案)
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新
田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第9 各委員会の閉会中の調査

出席議員（9名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 神田 直人君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
11番 中武 良雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（中武 良雄） 日程第1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案6件、議案第11号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第12号木城町福祉基金条例の制定について、議案第13号木城町病児・病後児保育施設設置条例の制定について、議案第14号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、以上6件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、桑原勝広君。2番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 令和4年第3回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月8日の1日間、役場3階大会議室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第11号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第12号木城町福祉基金条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第13号木城町病児・病後児保育施設設置条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第17号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第18号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、総務常任委員長長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案2件、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会に審査付託されました議案は、2件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月8日の1日間、役場別館2階会議室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、産業文教常任委員長長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第19号令和4年度木城町一般会計予算、議案第20号令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号令和4年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第22号令和4年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第23号令和4年度木城町介護保険特別会計予算、議案第24号令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上6件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、森伸夫君。3番、森伸夫君。

○予算審査特別委員会委員長（森 伸夫君） 令和4年第3回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月9日、10日、11日の3日間、役場3階大会議室において、委員9名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、真摯に審査を行いました。

まず、議案第19号令和4年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第20号令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第21号令和4年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第22号令和4年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第23号令和4年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第24号令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第19号から議案第24号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第24号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の14議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第11号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町福祉基金条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町病児・病後児保育施設設置条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 議案第19号令和4年度木城町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

私は、少子高齢化が進む中において、子供は町の宝だと思っております。地域を挙げて子供の成長を見守り育てる、これはとても重要であり、大切なことです。本町は、中学生までの子育て支援事業に関しては、どの市町村にも負けない手厚い支援をさせていただいていると感謝しております。

子育て支援事業は、移住定住促進には欠かせない施策です。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻によって重大な社会経済危機が進行しつつある中、日本も昨年の10月から政府による輸入小麦の売渡価格を引き上げ、これにより、小麦粉やパン、うどんなど、多くの食品の値上がりにつながっており、4月以降の値上げ予定もぞくぞくと発表されています。

また、ガソリン価格や電気料金の値上がりだけにとどまらず、社会的なインフレを通じて、社会全般に大きな悪影響が及ぶことが懸念されています。

今回、予算に計上されております小中学校への補助交付金について反対する理由は、修学旅行に関して、小学校は沖縄県、中学校は東京都を予定しております。費用に関して、小学生1人当たり7万円、中学生1人当たり8万円の予算額となっており、そのうち補助額が小学生で4分の3、中学生で2分の1です。それぞれ5万2,500円と4万円を町が負担することになります。今回の予算でいきますと、例年に比べ旅費が大幅に増えており、果たして地域住民の賛同をいただけるのか、修学旅行の目的は、ふるさと教育とキャリア教育ですが、このコロナ禍の中、これだけの補助を出して遠くまで行く計画を立てる必要があったのでしょうか。父兄にも相談なく計画が先行していますが、まず、父兄の意見を聞いて計画を立てるべきです。このようなことから、地域の状況をよく理解して予算を立てていらっしゃるのか、町民にとって平等性が保たれている予算なのか、疑問に思います。

また、木城町農林加工施設利用について反対する理由は、コロナ禍でふるさと納税も伸び悩んでおり、特産品の開発も重要な課題です。現在、3団体が1時間500円で加工施設を利用していますが、重油代や水道光熱費などの必要経費は町の支払いになっております。本来、民間施設なら考えられないことです。一部の団体に優先的に貸し出すことは平等性が保たれているのでしょうか。町民が平等にできるよう使用期間を一定期間定め、ローテーションで回し、商品開発の

場所とする施設に変えることも必要だと思います。そして、使用期間を終えて自立することで、事業者育成、人材育成にもつながり、木城町の発展につながるのではないのでしょうか。

木城町には数多くの空き家もあります。空き家などを活用することで、地域の活性化、空き家対策にもつながります。また、活用事例を外部へ情報発信することで、移住定住促進につながると思います。

今回、木城町農林加工施設利用料124万8,000円に対し、需用費の中で重油代や水道光熱費を合わせた支出が167万5,200円になっております。これは収支のバランスがとれているとは思えません。

私たちの生活は、新型コロナウイルスの感染拡大とウクライナショックの影響で大きな打撃を受けています。この案件には、職員の給与をはじめ、町民に必要な予算が多数入っていることは理解しております。しかし、修学旅行助成と木城町農林加工施設利用の予算については、以上のような理由で納得できませんので反対します。

○議長（中武 良雄） 続きまして、賛成の討論はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 議案第19号令和4年度木城町一般会計予算に対する賛成の討論をいたします。

議案第19号、一般会計予算につきましては、義務教育学校建設に伴う予算が計上されているため、大幅に増大しておりますが、経常経費、福祉、教育、産業振興などにも十分な予算が確保されていると認めます。また、施政方針にある本町の目指すまちづくりに沿った予算も含まれており、新時代に向けた初期投資として判断をいたしました。

なお、指摘にある修学旅行補助金につきましては、課内で十分な検討、協議をされ、費用の平準化を行い、保護者負担の軽減にも努められております。

行先の沖縄県については、琉球王国の悠久の歴史、文化、近代戦史に見る平和の尊さ、旧具志川市、現うるま市と木城町との交流の歴史、また、現在、安全保障に見る、国、県が抱える課題などもつぶさに見ることのできるまれな県であります。また、自然環境も子供たちの感性を広げてくれると考えます。

コロナ禍における事業ではありますが、状況によっては中止の判断も検討するとの確認もしております。また、保護者へのアンケートにおいて、何の意見もなかったことも確認をしております。

これから我が国、本町を担ってくる子供たちに期待する予算と判断いたします。

ここであえて申し上げますが、一部の反対を持って全てを否定することは、町民の生活に直結した予算等が含まれており、現に考慮すべきであります。議員の権能を示すのであれば、修正案をもって対応することが肝要であると考えます。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和4年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和4年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和4年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第25号

○議長（中武 良雄） 日程第2、議案第25号工事請負変更契約についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本案に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第26号

○議長（中武 良雄） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第26号については、朗読は省略し、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号。議案第26号は、副町長の選任についてであります。

現副町長であります島田浩二氏が令和4年3月31日をもって退職されることに伴い、後任の副町長として萩原一也氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間です。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、同意をさせていただきますようお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第4. 委員会付託の省略

○議長（中武 良雄） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第5. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

これより、議案第26号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第26号副町長の選任についてを議題といたします。

議案第26号は人事案件となっています。ここで本案に関係する副町長島田浩二君、総務財政課長萩原一也君の退場を求めます。

〔副町長 島田 浩二君 総務財政課長 萩原 一也君 退場〕

○議長（中武 良雄） これより質疑を行います。議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第26号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

副町長島田浩二君、総務財政課長萩原一也君の着席を求めます。

〔副町長 島田 浩二君 総務財政課長 萩原 一也君 着席〕

○議長（中武 良雄） ただいま議案第26号は同意することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

日程第6. 発議第1号

○議長（中武 良雄） 日程第6、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）が、甲斐政治君ほか7名から提出されております。

提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付しておりますので、提出者、9番、甲斐政治君の趣旨説明を登壇の上、求めます。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）ではありますが、連日、報道を見るにつけ、何もできないむなしさや悲しみで目を背けたい気持ちになりますが、今、私たちにできることは、声を挙げることであります。

議員の皆様も十分ご理解をされていると思い、決議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）。

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われる中、ロシア軍は国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。そして、今もなお、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。

よって、木城町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

また、日本政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くされるように強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日、木城町議会。

ご賛同賜り、採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中武 良雄） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）を議題といたします。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣の件

○議長（中武 良雄） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第8. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・

新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（中武 良雄） 日程第8、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、桑原勝広君。2番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 総務常任委員会として、特に報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、産業文教常任委員会委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会として報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会運営委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 議会運営委員会としては、特段、報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会広報編集特別委員長、森伸夫君。3番、森伸夫君。

○議会広報編集特別委員会委員長（森 伸夫君） 議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、3月22日から4月8日にかけて、計5回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、紙面を作るに当たり、議会の内容等分かりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるように作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 次に、新田原基地対策特別委員会委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（甲斐 政治君） 新田原基地対策特別委員会といたしまして、昨年9月の定例議会において報告をいたしましたとおり、特別委員会設置の性質上、付託事件のない状態で設置を続けることはできませんので、3月31日をもって自然消滅いたします。

なお、今後、必要の案件が生じた場合には、改めて設置することで対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 以上で、委員長の報告が終わりました。

日程第9. 各委員会の閉会中の調査

○議長（中武 良雄） 日程第9、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（中武 良雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月4日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき予定会期内に終了することができましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和4年第3回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、本年3月31日付をもって退職されます島田副町長、吉岡産業振興課長、萩原総務財政課長より発言を求められていますので、これを許します。副町長。

○副町長（島田 浩二君） 発言の機会をいただきありがとうございます。

私事でございますが、このたび令和4年3月末をもって副町長の職を退職させていただくことになりました。諸般の事情により、議員の皆様にご同意をいただいた任期を残しての退職となります。大変申しわけなく恐縮に思っておりますが、どうかご感情を賜ればと思っております。

令和2年4月に着任して以来2年間、木城町に住み、そして、木城を我が町、我がふるさとと思ひ、半渡町長のリーダーシップの下、町民の一人ひとりが木城に住んでよかったと、木城に住み続けたいと思えるまちづくりに少しでも貢献できるよう、私なりに精いっぱい頑張ってきたつもりでございますが、この間、議員の皆様をはじめ、木城町の皆様に様々な面でご助力、ご支援をいただき、温かく接していただいたことに心より深く感謝をいたしております。

今後のことはまだ正式には決まっておりますが、現在の職を離れましても、木城町をふるさと思う気持ちはずっと変わらないものと思っております。これからも我が町木城を心から応援し、また、このご縁をこれからもずっと大切にさせていただきたいと考えておりますので、引き続きのお付き合いを賜りたいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様方、そして、木城町全ての皆様の今後ますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉岡 信明君） 私事で貴重な本会議の時間にこのような場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

今月末で定年退職を迎えることになりました。昭和55年の4月に入所しまして、42年間の公務員生活でありました。

議会本会議につきましては、平成27年6月議会から町民課長として出席させていただいております。

木城町は令和5年に町制施行50周年を迎えます。さらに、義務教育学校みどりの杜木城学園が開校するなど、新たなステップを踏み出します。

議員各位におかれましては、これからも健康に十分留意され、町政のますますの発展のためにご活躍されることをご祈念いたします。皆様、大変お世話になりました。長い間、ありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 発言の許可をいただきまして挨拶をさせていただきます。

先ほど副町長の選任につきまして、ご同意いただきまして誠にありがとうございます。副町長としての職責を重く受け止めまして、半渡町長が進められております木城に住んでよかった、木城に住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けまして、誠心誠意努力してまいります決意でございます。

今後とも、これまで以上の議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 次に、町長から発言を求められていますのでこれを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

1 1日間にわたりました第3回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会上程の22議案、全て可決及び同意をいただきました。お礼を申し上げます。

特に、一般会計当初予算におきましては、力強い思いと期待の賛成討論を賜りました。修学旅行のベネフィットが行き渡るよう、実施してまいります。

議案審議の中で、議員各位からいただきましたご意見、ご指摘等につきましては、これからの町政運営の執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

いよいよ4月1日から2022年度、令和4年度の事務事業がスタートいたします。昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの脅威にさらされる中での行政運営であります。壬寅年にあやかり、発展と新しい年が始まる年にしてまいりたいと考えております。

そして、ご同意いただきました萩原副町長及び人事異動も踏まえて、新たな体制の下でSDGsの理念を踏まえて、よりよいまちづくりに挑戦、実行してまいります。議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付がしてあります。感染者数が下げどまりの状況であり、リバウンド防止月間でもありますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、規模縮小、延期、中止が予想されます。ご理解を賜りたいと思います。

町民の皆様はじめ議員各位には、日常生活や経済活動などに何かとご不便等を要請いたしておりますが、今の我慢や自粛及び新しい生活行動が当たり前の日常生活への第一歩だと考えておりますので、何とぞご理解を賜り、ご協力をお願い申し上げます。

ところで、副町長の異動であります。現副町長の島田浩二副町長が令和4年3月31日をもって退職をされ、4月1日からは県庁に戻られます。令和2年4月1日からこれまでの2年間、副町長として私を補佐していただきました。特に、県庁での幅広いキャリア、経験、識見を生かした新たな視点からの職員の事務監督、公共事務の検討、政策全般にわたっての企画立案など、粉骨砕身ご尽力をいただいたところであります。また、国、県補助金の採択に向けての働きかけ

や行政情報をいち早く提供していただきました。すばらしい業績と即席に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後は木城町の応援団として、ご指導、ご助言を賜りたいと存じます。

島田副町長の後任として、萩原一也氏の任命にご同意をいただいたところであります。37年間にわたり、木城町職員として町民の福利向上と町政の振興発展に貢献されてきた方であり、町民からの信望も厚く、副町長に最適任と思っております。単に町長の補佐や職員の監督だけではなく、町長マニフェストや総合計画の政策及び企画立案に当たってのリーダー、まとめ役を特にお願いをしたところであります。

それから、職員の退職関係ではありますが、産業振興課の吉岡信明課長、環境整備課の立山英二専門監、農業委員会の高橋茂義専門監が3月31日付をもって退職をいたしますのでご報告をさせていただきます。特に、吉岡課長にあっては、まちづくり推進課長としてふるさと納税を推進していただき、環境整備課長としては上水道第2水源地建設の足がかりを作っていただき、産業振興課長としては有機農業推進など、まさに重要施策を担っていただいたところであります。お三方とも、長年にわたり情熱を持って、木城創生と地域振興の支援員として奮闘、努力していただきましたことにお礼、感謝、ねぎらいを申し上げます。本当に多謝感謝であります。

改めまして、3月定例会のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時58分閉会
